

社会福祉法人三芳町社会福祉協議会法外援護金支給規程

平成 19 年 4 月 1 日

規程 第 93 号

(目的)

第 1 条 この規程は、三芳町における行路人などに対して法外援護金を支給し、本人の援護と更生意欲の高揚をはかることを目的とする。

(援護金の種類)

第 2 条 前条の規定による法外援護金の範囲は次のとおりとする。

(1) 近隣の都市への鉄道旅費・交通費。

(援護金の上限)

第 3 条 前条の規定にかかわらず、旅費支給額は、次のとおりとする。

(1) 一律 300 円

(支給対象者)

第 4 条 法外援護金の支給対象者は、三芳町において行路人として認めた者、日本人または外国人で、行路人の対象として認められる者。

(受給権者)

第 5 条 法外援護金の受給権者は、行路人本人とする。

(委任)

第 6 条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

